

★お知らせ★

平成 29 年 12 月 1 日 (金)

八千代保育園

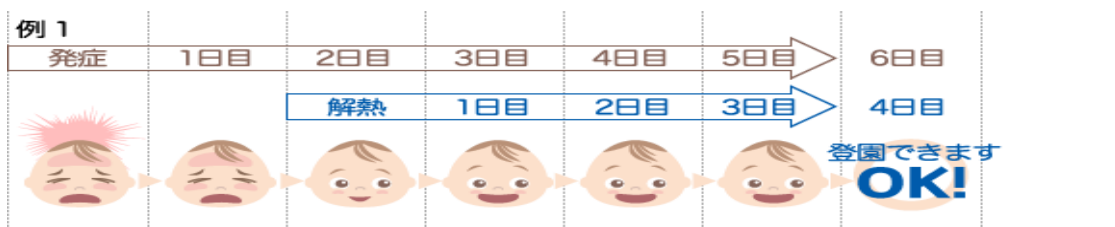
※今後流行する可能性がありますので、事前にお知らせしています。

インフルエンザ発症後、保育園へ登園可能になるには下記の2つの条件を両方、

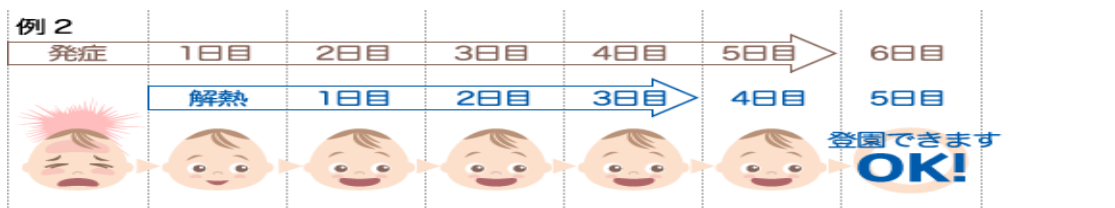
満たさないとはいけません。(登園時に保護者記入の登園届が必要です。)

- 解熱後 3 日が経過していること
- 発症後 5 日が経過していること

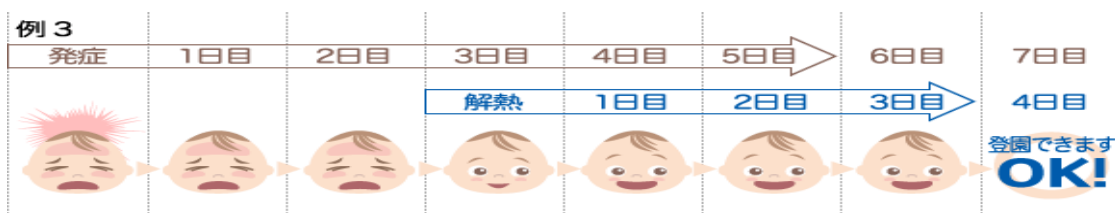
発症とは発熱の症状が現れたことを指します。日数の数え方は発熱が始まった日は含まず、翌日からを発症第 1 日目と考えます。



この場合、発症後 6 日目に登園できます。



この場合、解熱して 3 日経過しても、発症後 5 日が経過していない為、すぐには登園できません。発症後 6 日目に登園できます。



この場合、発症後 5 日が経過していても、解熱後 3 日が経過していない為、すぐには登園できません。発症後 7 日目に登園できます。

※園児の年代はまだ免疫機能が未熟なため、ウイルスの増殖期間が長い、と言われて
います。また保育園は学級閉鎖が出来ないこともあり、長めに設定されています。
インフルエンザを 100% 制圧する、というよりも、1 人 1 人が停止期間 (症状が続く期間)
をしっかり休むことによって感染 (流行) のスピードを緩やかにし、規模を縮小する効
果があります。一度に多くの方が感染する = 爆発的な流行、蔓延化は、お子さんや、
高齢の方、持病のある方が重症になる確率が上がります。さらに働き手のお父さん、
お母さんが活動できなくなる、など社会機能にも影響します。